

栃木県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年8月25日

栃木県監査委員 佐藤 良
 同 亀田 清
 同 金井 弘 行
 同 石崎 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成28年度（ただし、給与事務（児童手当を含む。）については、予備監査実施日まで）

第3 監査の結果

（県民生活部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
とちぎ男女共同参画センター	平成29年5月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
消 防 学 校	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（環境森林部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
県東環境森林事務所	平成29年5月19日	工事事務のうち、災害関連緊急治山事業費に係る土留工外工事の設計積算において、工事用道路に敷設する敷鉄板の運搬費の計上が漏れていたため、設計額が過小となっているものが1件340千円あった。
県南環境森林事務所	平成29年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山環境管理事務所	平成29年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北環境森林事務所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板森林管理事務所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県西環境森林事務所	平成29年6月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
林 業 セ ン タ ー	平成29年6月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（保健福祉部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
保 健 環 境 セ ン タ ー	平成29年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
精神保健福祉センター	平成29年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北健康福祉センター	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市健康福祉センター	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板健康福祉センター	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山健康福祉センター	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県西健康福祉センター	平成29年6月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
とちぎリハビリテーションセンター	平成29年7月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

県東健康福祉センター	平成29年7月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
岡 本 台 病 院	平成29年7月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南健康福祉センター	平成29年7月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足健康福祉センター	平成29年7月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木健康福祉センター	平成29年7月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
計 量 検 定 所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮労政事務所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山労政事務所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原労政事務所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利労政事務所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(農政部)

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
農 業 試 験 場 (いちご研究所・原種 農場)	平成29年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
農 業 大 学 校	平成29年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
水 産 試 験 場	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県央家畜保健衛生所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南家畜保健衛生所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北家畜保健衛生所	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
畜産酪農研究センター	平成29年6月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
芳賀農業振興事務所	平成29年7月7日	工事事務のうち、農業基盤整備促進事業費(国庫)に係る農道舗装工事の設計積算において、共通仮設費及び現場管理費の補正に当たり、地域特性区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件638千円あった。
安足農業振興事務所	平成29年7月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
河内農業振興事務所	平成29年7月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下都賀農業振興事務所	平成29年7月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
農業環境指導センター	平成29年7月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須農業振興事務所 (那須広域ダム管理支 所)	平成29年7月18日	工事事務のうち、農村振興総合整備事業費(国庫・県単)に係る橋梁工事の設計積算において、共通仮設費及び現場管理費の補正に当たり、地域特性区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件1,062千円あった。 また、当該工事に係る県道の区画線工では、安全対策の上から、交通誘導警備員を配置する必要があったが、設計積算において交通誘導警備員を計上しておらず、安全対策に必要な措置が講じられていなかった。

		今後、工事の実施に当たっては適正な設計積算に努めるとともに、確実な安全対策が執られるよう適切な運用を図りたい。
上都賀農業振興事務所	平成29年7月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
塩谷南那須農業振興事務所	平成29年7月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(企業局)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
今市発電管理事務所 (板室管理支所)	平成29年7月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
北那須水道事務所	平成29年7月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鬼怒水道事務所	平成29年7月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
企業局	平成29年7月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
総合教育センター	平成29年5月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
図書館	平成29年5月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
芳賀青年の家	平成29年7月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
太平少年自然の家	平成29年7月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの